



財務局長会議において挨拶する伊藤大臣（1月25日）



企業会計審議会総会を開催（1月28日）

→ [P5](#)に関連記事

目次

【トピックス】

- バーゼル II（新しい自己資本比率規制）の実施に向けた金融庁の体制整備について…………… 2
- 評定制度研究会の設置について…………… 4
- 預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について…………… 4
- 企業会計審議会総会の開催について…………… 5
- 第120回、第121回自動車損害賠償責任保険審議会について…………… 6
- 「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて—日本公認会計士協会の品質管理レビューの実態把握及び提言—」について…………… 11

【ピックアップ：中小企業金融】

- 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について…………… 13

【集中連載】

- ペイオフ解禁拡大（第4回：送金や振込中のお金はどうか？）…………… 16

【集中連載】

- 金融改革プログラム —金融サービス立国への挑戦—（第2回：活力ある金融システムの創造に向けて）…………… 18

【金融ここが聞きたい！】

- …………… 22

【金融便利帳】

- 今月のキーワード：「信託」…………… 24

【お知らせ】

- …………… 25

【1月の主な報道発表等】

- …………… 26

【トピックス】

バーゼル II（新しい自己資本比率規制）の実施に向けた 金融庁の体制整備について

平成 19 年 3 月末から実施予定のバーゼル II（新しい自己資本比率規制）の下では、金融機関が自己資本比率を算出するに当たって、複数の計算手法の中から自らのリスク管理の実態に合った適切な手法を選択することが求められています。

このうち、先進的な計算手法（信用リスクの内部格付手法とオペレーショナル・リスクの先進的計測手法）を選択する金融機関は、リスク管理の一層の高度化に取り組むとともに金融庁の承認を得る必要があります（次ページ参照）。

他方、金融庁においても、本年春頃を目途に監督局に「バーゼル II 推進室（仮称）」を設置し、総務企画局国際課および検査局と適切に連携して、バーゼル II の円滑な実施に向けた体制の整備を進めていくこととします。

金融庁においては、バーゼル II の実施に向けて、現在、新しい自己資本比率規制のための告示、解釈集、監督指針等の整備のための作業を行っているところです。

「バーゼル II 推進室（仮称）」においては、この作業を引き続き行うとともに、バーゼル II の円滑な実施を確保し、金融機関のリスク管理の高度化に着実につなげるよう、以下の取組みを行います。

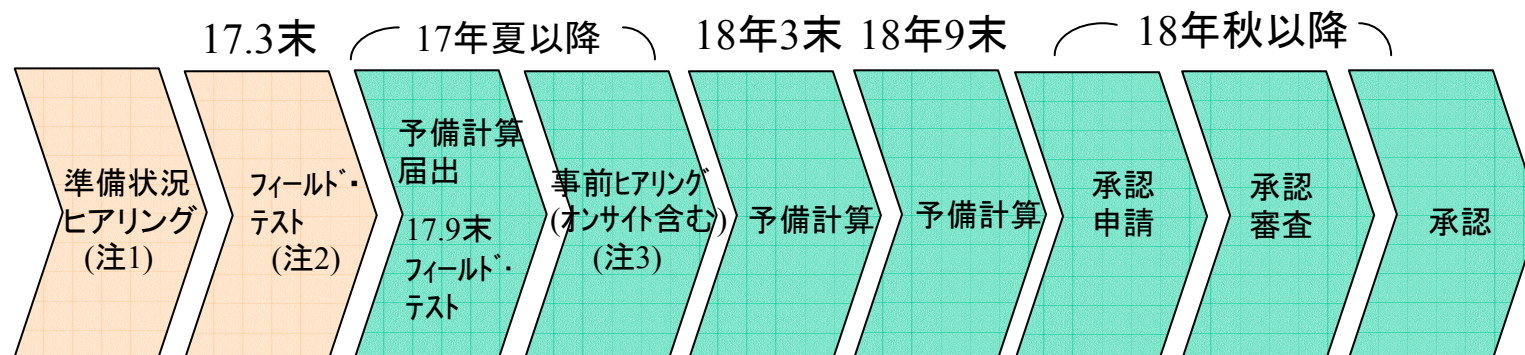
- ▶ 新しい自己資本比率規制の担当窓口として情報提供や問合せへの対応を行い、特に、先進的な計算手法を採用予定の金融機関と早い段階から積極的に対話し、リスク管理の一層の高度化を促していきます。
- ▶ 新しい自己資本比率規制の第 2 の柱（監督上の検証）および第 3 の柱（市場規律）の実施についても担当します。
- ▶ 先進的な計算手法の承認プロセスにおいて、国際的な金融グループを対象とするものについては、海外監督当局と適切な連携を図っていきます。

※ 「新しい自己資本比率規制の素案」をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表など」から、[「新しい自己資本比率規制の素案に対する意見募集の実施について」（平成 16 年 10 月 28 日）](#) にアクセスしてください（なおこちらは、パブリック・コメントの募集についてですが、既に募集は締め切っています）。

また、昨年 6 月 26 日にバーゼル銀行監督委員会から公表された「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」（バーゼル II）をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「インフォメーション」から、「国際関連情報」に入り、「バーゼル銀行監督委員会」の[「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」（平成 16 年 6 月 26 日）](#) にアクセスしてください。

信用リスクの内部格付手法、オペレーショナル・ リスクの先進的計測手法の承認プロセス

～規制実施当初から手法の採用を予定する銀行の場合～



3

(注1)準備状況ヒアリングは、内部格付手法(信用リスク)・先進的計測手法(オペレーショナル・リスク)採用予定行のうち取組みが進んでいる金融機関から準備状況についてヒアリングを行うもの。

(注2)フィールド・テストは、今後のバーゼル委での水準調整の議論に使用するとともに、国内の予備計算の前段階において金融機関への影響度把握と事前準備状況の把握のために内部格付手法採用予定行に対して求める試行計算

(注3)事前ヒアリングは、予備計算届出時提出資料(セルフアセスメントシート含む)を基に、内部格付手法(信用リスク)・先進的計測手法(オペレーショナル・リスク)採用予定行のうち希望する銀行からヒアリング(オンサイトを含む)を行い、承認基準達成までに必要な課題を金融機関に対して示すもの。

(注4) 先進的内部格付手法(信用リスク)・先進的計測手法(オペレーショナル・リスク)採用予定行は、19年3月末、9月末についても予備計算結果を提出し、19年秋以降に承認申請・審査⇒承認というプロセスになる。

評価制度研究会の設置について

先般公表しました、「金融改革プログラム」においては、これからの金融行政は、「安定」から「活力」へというフェーズの転換を踏まえつつ、望ましい金融システムを「官」の主導ではなく、「民」の力で実現することを目指していくことが必要であるとされたところです。

こうしたことを踏まえ、我が国や諸外国の実態等を勘案し、評価制度のあり方について、専門的・技術的観点からの議論を深めるために、検査局内に「評価制度研究会」を設置しました。去る平成 17 年 1 月 26 日（水）に第 1 回会合を開催し、今後も月 3 回程度のペースで実施する予定です。

「評価制度」とは、検査結果について、各リスク管理態勢等に係る評価項目ごとに、被検査金融機関を段階評価することをいいます。これは、これまでの金融検査と異なる別個の制度ではなく、金融検査マニュアルに基づいて検証した検査結果を段階評価によりデジタル的に表そうとするものです。

評価制度の趣旨は、金融検査の結果を段階的に評価することにより、検査の濃淡や検査と監督の連携など、メリハリの効いた効果的・選択的な行政対応を行えるようにするとともに、各金融機関においても高度なリスク管理や内部管理を目指そうとする動機付けとなるようにすることです。更に、評価がルール化されることにより検査の透明性が高まるとともに、より高い評価を受けた金融機関の検査負担が軽減される等の効果が期待されます。

評価制度研究会の結論のとりまとめについては、今後の議論次第であり、特定のタイムリミット等は考えていませんが、本事務年度末（17 年 6 月末）までになるべく具体的な結論を得られればと考えています。

※ 評価制度研究会の資料等については、金融庁ホームページの「審議会など」から[「評価制度研究会」](#)にアクセスしてください。

預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について

平成 15 年 9 月 12 日、金融庁は、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、当局が預金口座の不正利用に関する情報提供を受けた場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施する旨事務ガイドラインを改正したところであり、その情報提供件数等について、四半期毎に公表しています。

これによると、調査を開始した平成 15 年 9 月以降、昨年 12 月 31 日までに、金融庁及び全国の財務局等において、7,756 件の預金口座の不正利用に係る情報提供を行いました。

また、金融機関としても、預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速にとっていくことが肝要であり、昨年 12 月 31 日までに、当局が情報提供を行ったものに対し、金融機関において、4,192 件の利用停止、2,758 件の強制解約等を行っています。

※ 預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について、詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表など」から[「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」](#)（平成 17 年 1 月 28 日）にアクセスしてください。

企業会計審議会総会の開催について

平成 17 年 1 月 28 日（金）、企業会計審議会総会が開催されました。本会合においては、企業会計審議会の今後の運営について御審議いただきました。

審議の結果、企業会計審議会においては、以下の審議事項を取り上げることとし、このため所要の部会を編成することとされました。

(1) 企画調整部会（部会長 加古 宜士 早稲田大学教授）

EUにおける同等性評価や会社法現代化の動向等を踏まえ、審議事項の企画調整を行うとともに、必要な審議・検討を行う。

(2) 監査部会（部会長 山浦 久司 明治大学教授）

監査法人の内部統制や品質管理の向上及び監査基準をめぐる国際的な動向等を踏まえ、継続的に監査基準の改訂作業を進める。

また、金融審議会における四半期開示をめぐる議論の動向を踏まえ、必要に応じ、四半期レビュー基準の策定を行う。

(3) 内部統制部会（部会長 八田 進二 青山学院大学教授）

財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の基準について策定を行う。

※ 本会合の議事内容等について、詳しくは、金融庁ホームページの「報道発表など」から「[企業会計審議会 総会の開催について](#)」（平成 17 年 1 月 28 日）、または、「審議会など」から「企業会計審議会」、「議事録等」に入り、[＜企業会計審議会総会＞ 平成 17 年 1 月 28 日開催 議事録\(PDF\)](#)にアクセスしてください。

第 120 回、第 121 回自動車損害賠償責任保険審議会について

第 120 回、第 121 回の自動車損害賠償責任保険審議会（以下「自賠審」という。）は、平成 17 年 1 月 20 日、21 日に開催し、料率検証の結果等の審議が行われ、平成 17 年 4 月 1 日からの自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責保険」という。）の基準料率を平均で 6.3% 引下げることが了承されました。この結果、平成 17 年 4 月 1 日からの自賠責保険に係る契約者負担額は、保険料等充当交付金の減額による負担増加分を加えたトータルで平均 5.4% の増加となります。

1. 最近の自賠責保険料改定に関する動きについて

(1) 自賠責保険について

自賠責保険は、自動車事故被害者の保護等を目的とする自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）が昭和 30 年に制定され、自賠責保険又は自賠責共済の契約が締結されているものでなければ自動車等を運行してはならないこととされました（自賠法第 5 条）。これを受けて、自賠責保険の基準料率^(注1)は、自賠法第 25 条^(注2)により利潤や不足が生じないように算出することとされています（いわゆるノーロス・ノープロフィットの原則）。

(注 1) 基準料率とは？

基準料率とは、損害保険料率算出団体が算出する保険料率の一つで、損害保険料率算出団体の会員保険会社は、損害保険料率算出団体が算出した基準料率を自社の保険料率として使用するという届出の手続きをすれば、保険業法に基づいた認可を取得したものとみなされます。現在は、損害保険料率算出機構が自賠責保険の基準料率を算出しており、自賠責保険を取り扱っている全ての保険会社がこれを使用しています。

(注 2) 自賠法第 25 条

第 25 条 責任保険の保険料率及び責任共済の共済掛金率は、能率的な経営の下における適正な原価を償う範囲内でできる限り低いものでなければならない。

(2) 自賠責保険制度変更の内容（平成 13 年 6 月自賠法改正）

自賠責保険制度については、規制緩和と要望等を踏まえ、制度自体や運用を見直した結果、平成 14 年 4 月に政府再保険の廃止等を内容とする改正自賠法が施行されることに伴い、過去の政府再保険の滞留資金の運用により生じた累積運用益の還元方法が制定されました。具体的には、平成 13 年度末における自賠責再保険特別会計の累積運用益の 20 分の 9 を自動車事故対策等に充て、20 分の 11 をユーザーに還元することとされました。これを受けて政府は、平成 14 年度から平成 19 年度までの間に効力を生じる自賠責保険又は共済契約について、特別会計より保険料等充当交付金を交付することとしました。

(3) 従来（平成 14 年 4 月改定）の自賠責保険料の基本的考え方

自賠責保険の基準料率については、政府再保険制度が平成 13 年度末に廃止されるまでは、過去の累積運用益及び将来の運用益を先取りする形で料率が設定されていたため、赤字料率となっていました。これでは制度として持続可能なものとは言えないため、収支が均衡するように料率を設定する方式に変更し、基準料率を算定しました。契約者は現在本来の保険料（基準料率）から保険料等充当交付金を控除した金額を負担する形になっています。

また、自賠法附則第 7 項により、保険料等充当交付金の交付対象期間は平成 19 年度までの 6 年間とされ、当初 3 年間は厚めに還元を行い、後半 3 年間で残額を還元することにより、6 年後に急激な契約者負担額の増加が生じることを防ぐこととされました。なお、平成 9 年 5 月の保険料改定では平成 16 年度まで保険料を維持することを予定していたことを踏まえ、当初 3 年間の交付金充当後の契約者負担額は、従来水準と変わらないように設定されました。

2. 今回の自賠責保険料（契約者負担額）の改定について（平成 17 年 4 月～）

（1）保険料等充当交付金

保険料等充当交付金については、国土交通省が予算を所掌しており、平成 13 年度末の政府の自賠責再保険特別会計の累積運用益の 20 分の 11（約 1 兆 700 億円）を財源として、平成 14 年度から平成 19 年度までに効力を生じる自賠責保険契約に対して交付されることとなっています。

このうち、平成 16 年度末までの当初 3 年間は従前の負担額と同じ水準になるように厚めに交付され、平成 17 年度以降の残りの 3 年間は、再計算しつつ残額を交付することになっています。平成 16 年度末までに約 6,900 億円が保険料等充当交付金として契約者に還元される見込みとなっていますが、平成 17 年度以降の 3 年間で交付可能な金額は約 1,200 億円となる見込みです。

保険料等充当交付金は、政府の特別会計から交付されますので、平成 17 年度の交付額は、17 年度予算の成立により正式に決定されますが、交付額の減額により、基準料率が現行の水準に据え置かれた場合、契約者負担額の上昇率は平均で 11.7% 上昇するものと見込まれていました。

（2）自賠責保険基準料率の収支状況と引下げ

一方、自賠責保険の基準料率の収支状況は、今回の料率検証結果による平成 17 契約年度の損害率は 100.4% となっており、平成 14 年 4 月 1 日の保険料率改定における予定損害率 103.3% と比較すると小幅な乖離（2.9%）に止まっていました。しかしながら、平成 16 年度末の保険会社の累積運用益等が当初見込みを上回る状況にあったことから、自賠審において、この保険会社の累積運用益等を平成 17 年度から平成 20 年度までの 4 年間で契約者に更に還元する形で自賠責保険の基準料率を引下げ、契約者の負担増を緩和することとされました。

具体的には、基準料率を平均で 6.3% 引下げることとしました。

（3）平成 17 年度の契約者負担額

基準料率の改定を行わない場合には、保険料等充当交付金の減額により契約者負担額は平均で 11.7% の増加となりますが、基準料率を平均で 6.3% 引下げることにより、契約者負担額は平均で 5.4% の増加となります。

この負担増は、改定後の基準料率から保険料等充当交付金を控除した金額で、実際に契約者が負担する金額であり、平成 17 年 4 月 1 日に保険始期が始まるものから適用されることとなります。

なお、保険料等充当交付金は平成 17 年度予算の成立により正式に決定されますので、それまでは見込み額ということになります。

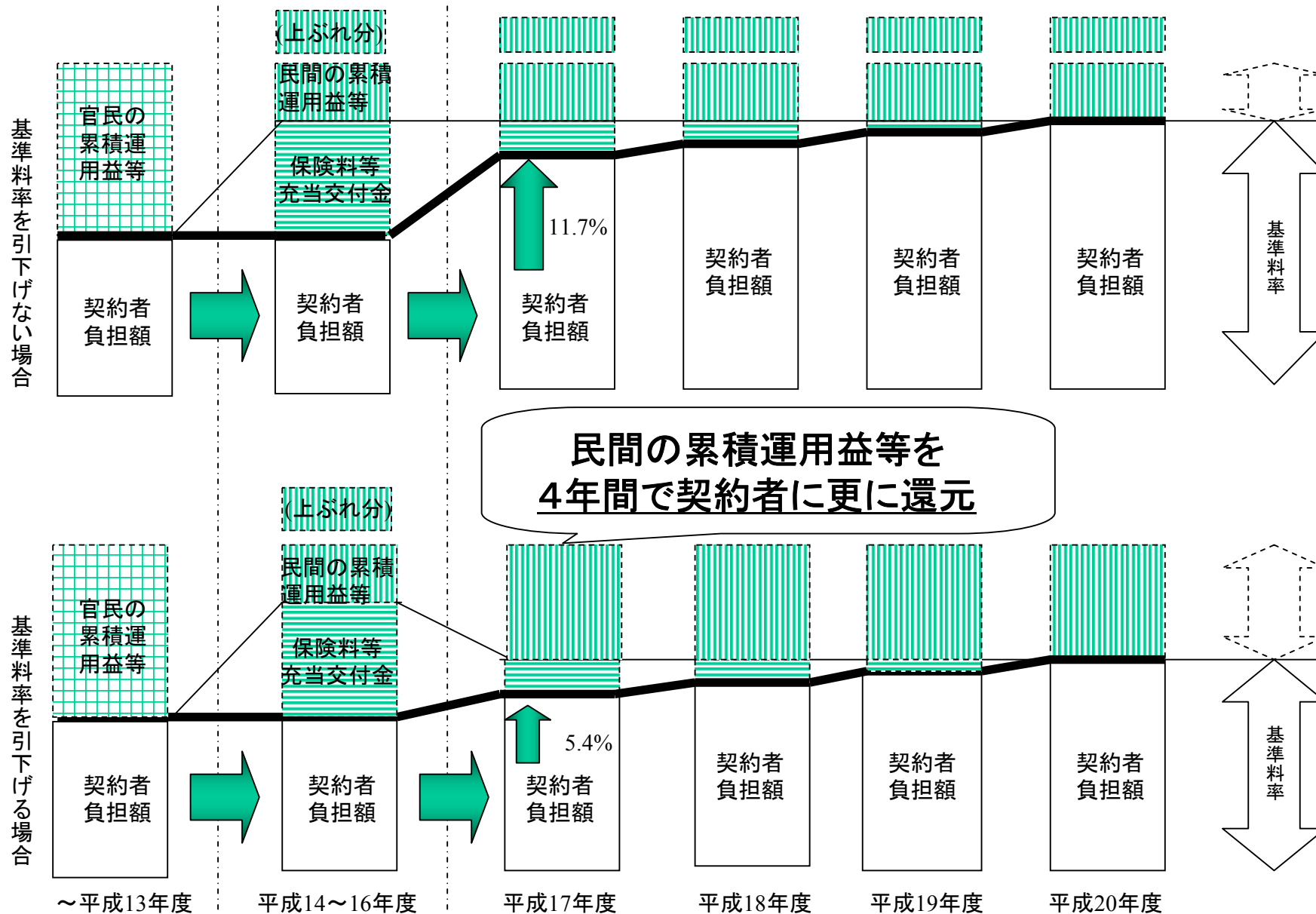
・ 自家用乗用車 24 か月契約の契約者負担額の例

	基準料率 A	保険料等充当交付金 B	契約者負担額 C=A-B
現行	33,470 円	5,840 円	27,630 円
改定	31,730 円	1,950 円	29,780 円
改定額	△ 1,740 円	△ 3,890 円	+ 2,150 円
改定率	△ 5.2%	△ 66.6%	+ 7.8%

(4) 平成 18 年度以降の契約者負担額

平成 18 年度及び 19 年度の具体的な契約者負担額については、保険料等充当交付金の水準が、今後の再保険金及び交付金の支出状況に基づいて、予算を所管する国土交通省と財政当局との間で再度計算が行われたうえで確定されることとなること等から、現在のところ確定していません。また、平成 20 年度以降に効力を生じる自賠責保険に係る契約者負担額については、平成 19 年度中に効力を生じる保険契約分までで保険料等充当交付金の交付が完了することに伴い、基準料率がそのまま契約者負担額となる見込みです。

※ 自賠審の資料等については、金融庁ホームページの「審議会など」から [「自動車損害賠償責任保険審議会」](#) にアクセスしてください。



(注) 平成18年度及び19年度の保険料等充当交付金については、今後の再保険金及び交付金の支出状況に基づいて、各年度の予算編成過程の中で確定されることとなる。

保険期間別改定基準料率表

離島以外の地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率

（単位：円、％）

保険期間 車種	12 か月（1年契約）				24 か月（2年契約）				36 か月（3年契約）			
	現行 基準料率 A	改定 基準料率 B	改定額 C=B-A	改定率 D=C÷A	現行 基準料率 E	改定 基準料率 F	改定額 G=F-E	改定率 H=G÷E	現行 基準料率 I	改定 基準料率 J	改定額 K=J-I	改定率 L=K÷I
自家用乗用自動車	19,520 (16,560)	18,470 (17,480)	△ 1,050 (920)	△ 5.4 (5.6)	33,470 (27,630)	31,730 (29,780)	△ 1,740 (2,150)	△ 5.2 (7.8)	47,020 (38,390)	44,720 (41,820)	△ 2,300 (3,430)	△ 4.9 (8.9)
自家用小型 貨物自動車	16,800 (14,400)	15,920 (15,120)	△ 880 (720)	△ 5.2 (5.0)	28,120 (23,380)	26,670 (25,080)	△ 1,450 (1,700)	△ 5.2 (7.3)	—	—	—	—
小型二輪自動車	13,640 (11,890)	12,940 (12,360)	△ 700 (470)	△ 5.1 (4.0)	21,890 (18,440)	20,770 (19,620)	△ 1,120 (1,180)	△ 5.1 (6.4)	—	—	—	—
軽自動車 (検査対象車)	16,270 (13,980)	15,420 (14,660)	△ 850 (680)	△ 5.2 (4.9)	27,060 (22,540)	25,690 (24,180)	△ 1,370 (1,640)	△ 5.1 (7.3)	37,550 (30,870)	35,750 (33,500)	△ 1,800 (2,630)	△ 4.8 (8.5)
原動機付自転車	7,940	7,580	△ 360	△ 4.5	10,630	10,140	△ 490	△ 4.6	13,240	12,650	△ 590	△ 4.5

（注1）下段の（ ）内は、基準料率から保険料等充当交付金を控除した後の契約者が負担する金額である。

（注2）原動機付自転車には保険料等充当交付金が交付されないため、契約者が負担する金額は基準料率と同額となる。

（注3）保険期間が1年を超える契約の純保険料率および損害調査費は、長期契約予定利息を年2.0％の利率で計算して割引いている。

「品質管理レビューの一層の機能向上に向けてー日本公認会計士協会の 品質管理レビューの実態把握及び提言ー」について

公認会計士・監査審査会は、監査の質の確保と実効性の向上を図るため、日本公認会計士協会が実施する品質管理レビューの報告に対して、これを審査し必要に応じて検査すること（モニタリング）を主たる業務の一つとしますが、昨年6月にその審査基本方針等を策定・公表しました。

この方針等では、審査会の発足初年度（平成16年度）においては、これまでの品質管理レビューについて、その一層の機能向上を図る見地から、深度ある実態把握を行うとされましたが、今般、その結果を報告書「品質管理レビューの一層の機能向上に向けてー日本公認会計士協会の品質管理レビューの実態把握及び提言ー」としてとりまとめ、公表したところです。

本報告書は第一部及び第二部により構成されていますが、その概要は以下のとおりです。

第一部 日本公認会計士協会が実施している品質管理レビュー制度

第一部では、品質管理レビュー制度の発足の経緯、実施体制等の品質管理レビュー制度の概略について記述しています。

第二部 品質管理レビューの実態分析と提言

第二部では、品質管理レビューの実態分析における基本的な視点、品質管理レビューの現況及び成果、品質管理レビューの機能向上のための課題及び提言について記述しています。

特に、「3. 品質管理レビューの機能向上のための課題」においては、品質管理レビューが法的に位置づけられたことを勘案し、その一層の機能向上を図るために改善が必要と考えられる事項について、下記のような具体的提言を行い、協会による適切な対応を要請しています。

（1）品質管理レビューに係る制度・組織

- ① レビューチームの人員の増員強化
- ② 品質管理レビューの結果に対する品質管理委員会の判断形成過程の明確化等
- ③ 監査意見形成のための監査証拠に関する品質管理レビューにおける適切な確認
- ④ 品質管理レビューの結果等の対外的な公表方法の見直し

（2）品質管理レビューに係る基準・手続

- ① レビュー報告書等における判断基準の明確化
- ② 監査意見の審査の体制整備に係る品質管理レビューの適切な実施と是正措置

（3）品質管理レビューの運用・実施

- ① 監査会計規範に対する準拠性の問題に係る適切な判断
- ② リスク・アプローチに基づく監査に関し、監査計画書のほか適用監査手続等も品質管理レビューで検証する等の厳正な運用
- ③ 個々の監査業務のレビューに係る被監査会社の適切な選定
- ④ 監査意見の形成過程が明瞭でない場合等のレビュープロセスの記録の明確化
- ⑤ 監査意見の事後審査に対する適切な対応についての関係諸機関との検討
- ⑥ 改善勧告事項に対するフォローアップ機能の強化のための組織的な取り組み

（4）監査人の独立性に関する事項

- ① 改正公認会計士法等を踏まえた監査人の身分的独立性の確保のためのレビュー手続等の見直し
- ② 監査報酬に係る監査人の外観的独立性の確保のためのレビュー手続等の見直し

(5) 品質管理レビューに関連する体制整備

監査業務審査会から品質管理委員会への適切な情報提供など連携のあり方の検討

- ※ 本報告書について、詳しくは公認会計士・監査審査会ホームページの「公認会計士・監査審査会について」から[「品質管理レビューの実態把握及び提言の公表について」](#)（H17. 2. 9）にアクセスしてください。

【ピックアップ：中小企業金融】

「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について

1. 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」とは

金融庁では、中小企業等への金融の円滑化に向けた取組みの一環として、中小企業など借り手の声を幅広く聞くため、「貸し渋り・貸し剥がしに関する情報の電子メール・ファックスによる受付制度」（通称「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」）を開設しています。これは、中小企業が、金融検査マニュアルなどを理由に金融機関から不当な扱いを受けた場合等に、金融庁等に直接通報できるよう、ファックスや電子メールの受付窓口を設けたものです。

2. ホットラインに寄せられた情報の受付と活用の状況（平成16年12月末現在）

（1）受付状況

「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」の受付・活用状況については、四半期毎に公表することとしており、平成17年1月21日に第8回目の公表を行いました。平成14年10月の開設以降平成16年12月31日までに受け付けた情報の累積件数は1,674件となっています。受付状況の詳細は別表を参照してください。

※ これまでの公表については、それぞれ金融庁ホームページの政策ピックアップから[「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」](#)にアクセスしてください。

（2）活用状況

① 金融機関全般に関する活用としては、貸し渋り・貸し剥がしホットラインに寄せられた情報を参考に、一昨年7月、「与信取引に関する顧客への説明態勢及び相談苦情処理機能に関する事務ガイドライン」（本ガイドラインは、その後「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の中に織り込み済み）を制定しました。

また、昨年7月に策定した「平成16検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画」に基づき、平成16事務年度（平成16年7月～平成17年6月）の検査においては、上記事務ガイドライン等を踏まえ、特に借り手企業に対する説明責任の履行状況等の重点的検証を行ってきました。

更に、寄せられた情報を参考に、金融機関に対して、中小企業金融の円滑化や顧客への十分な説明態勢の確立、相談・苦情処理機能の強化等を要請しています。

（参考）こうした取組みに加え、昨年2月に改訂した「金融検査マニュアル別冊〔中小企業融資編〕」においては、金融機関と借り手企業との間の密度の高いコミュニケーションを通じた経営実態の把握状況等を検査において勘案することとしています。

② 個別金融機関に関する活用は、以下の方法により行っています。

(i) 受け付けた情報については、監督において、四半期毎にとりまとめ、金融機関の対応方針、態勢面等のヒアリングを実施しています。これらの情報のうち、情報提供者等が金融機関側への企業名等の提示に同意している情報については、臨機に、事実確認等のヒアリングを実施しています。

なお、これらのヒアリングの結果、監督上確認が必要と認められる場合には、銀行法第24条等に基づく報告を徴求することとしています。

(ii) 検査においては、検査を実施する金融機関に関し、検査時までに受け付けた全ての情報や当該金融機関から徴求した報告の内容を参考とし、借り手企業に対する説明責任の履行状況や苦情処理態勢等の検証を行っています。

なお、検査の結果、問題があると認められる金融機関に対しては、銀行法第 24 条等に基づき、その改善措置に関する報告を徴求することとしています。

③ 具体的な活用の状況は、以下のとおりです。

(i) 昨年7月1日から9月30日までに受け付けた情報については、監督において、これを基に41金融機関に対してヒアリングを行いました。

また、そのうち監督上確認が必要と認められた1金融機関に対して、報告を徴求しました。

(ii) 昨年7月1日から9月30日までに着手した検査においては、15金融機関の検査に際し、検査時までに寄せられた情報等を参考とし、借り手企業に対する説明責任の履行状況や苦情処理態勢等の検証を行いました。

また、検査の結果、借り手企業に対する説明責任の履行状況や苦情処理態勢等に問題のあった1金融機関に対し、上記期間において、その改善措置に関する報告を徴求しました。

④ なお、「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」に寄せられた情報をより有効に活用し、政府全体として対応を図るため、中小企業庁と連携して関係省庁間の連絡会議を随時開催しています。

※ 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について、詳しくは金融庁ホームページの「報道発表など」から[「「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況について」\(平成17年1月21日\)](#)にアクセスしてください。また、「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」について、詳しくは金融庁ホームページの[「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」](#)を、「金融検査マニュアル別冊 [中小企業融資編]」について、詳しくは金融庁ホームページの[「金融検査マニュアル別冊 \(中小企業融資編\)」](#)にアクセスしてください。

(別表)

「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付状況
(平成16年10月1日から12月31日までの受付分)

(参 考)

【受付件数】	10月1日から12月31日 までの件数	開設以降の件数 (H14.10.25以降)
	65	1,674

(注) 1件の情報で複数の機関に関するものなどがあるため、受付件数と下表二表の内訳の合計とは一致しない。

【業態別内訳 (情報提供者の主張に基づく分類)】

	10月1日から12月31日 までの件数	開設以降の件数 (H14.10.25以降)
主要行	24	524
地方銀行・第二地方銀行	15	465
信用金庫・信用組合	8	223
政府系金融機関	6	188
その他	7	361

【類型別内訳（情報提供者の主張に基づく分類）】

	10月1日から12月31日 までの件数	開設以降の件数 (H14. 10. 25以降)
新規融資拒否として情報提供されたもの	8	482
更改拒絶として情報提供されたもの	0	108
返済要求として情報提供されたもの	13	349
担保売却として情報提供されたもの	11	143
債権売却として情報提供されたもの	4	66
金利引上げとして情報提供されたもの	4	99
追加担保要求として情報提供されたもの	4	94
金融商品等の購入要請として情報提供されたもの	0	20
強引な経営関与として情報提供されたもの	0	13
その他として情報提供されたもの	29	762

ペイオフ解禁拡大 (第4回：送金や振込中のお金はどうなるの?)

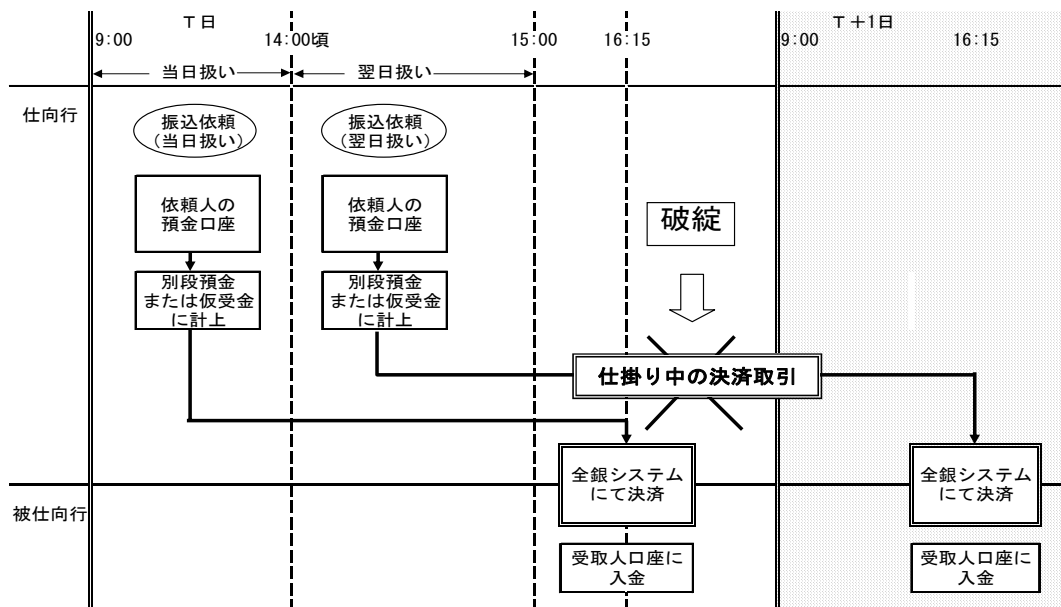
これまで3回にわたり、4月以降の預金保護の姿がどうなるのかを説明してきました。今回は、預金保険制度に組み込まれた「決済機能の安定確保策」の説明をしましょう。これは、皆さんが金融機関を使って行う送金や振込を保護する制度なのです。

1. 仕掛かり中の決済ってなんだろう???

金融機関は、皆さんから振込依頼を受けた場合、その資金を皆さんの預金口座から別段預金や仮受金勘定などに一時的に移し、その後、決済のためのシステム（全国銀行協会が中心に作り上げたシステムなので、「全銀システム」と呼ぶことにします。）などを通じて振込などの取引の決済を行います（分かりやすく説明するために簡略化しています）。

振込依頼が日中の早い時間（通常は14時まで）に行われた場合は、当該営業日に全銀システムにおいて金融機関どうしの決済が行われ、その後、受取人側の金融機関にある受取人口座に入金されて決済が完了するのですが、振込依頼が日中の遅い時間に行われた場合には、全銀システムによる決済が翌日以降の扱いとなってしまい、振込依頼をした日には決済が終了しない（受取人に入金されない）のです（これを「仕掛り（しかり）中の決済取引」と言います。詳しくは下図参照）。また、決済日をあらかじめ何日か後に指定して振込依頼を行う場合にも、依頼した日には決済が終了しません。

金融機関が、こうした取引のための資金を別段預金で経理しておれば預金保険の対象になるのは明らかですね。でも、破綻した金融機関がこうした資金を、仮受金など預金以外の勘定に経理しているとどうなるのでしょうか。「振り込んだ資金が預金保険で保護されず、先方に入金されないじゃないか?！」と心配する人もいるのではないのでしょうか。



2. 決済債務も保護

ご安心ください。金融機関が破綻したために、決済のために送金や振込した資金が受取人に届かないような制度では、金融システムだけでなく我が国の経済活動全体が混乱することになります。更に、迅速な破綻処理の障害にもなってしまいますので、預金保険制度はこの仕掛り中の決済も保護しているのです。

例えば、月末に光熱費などの口座引落しがあるとしましょう。多くの方が、この代金を引落日の数日前に口座入金していると考えられます。先月号までの特集を読んで頂いた方は、ピンとくるでしょう！そうこの代金も決済用預金や、名寄せしても 1000 万円以下の口座に預けていれば保護されます。そして、引落しされた後の仕掛り中の決済も保護されているので、金融機関が破綻しても、光熱費は無事受取人に支払いされることになるのです。

(参考) 技術的な面を簡単に説明すると、預金保険制度では仕掛り中の決済を「特定決済債務」と名づけ、特定決済債務を決済用預金に係る債務とみなして全額保護しています。

また、倒産手続に詳しい人は、破産や民事再生手続が開始されると、破綻した会社は勝手に支払いできないはずじゃないの？と気づかれるかもしれませんが、預金保険制度は、仕掛り中の決済を保護するために、預金保険機構がこれに必要な資金を破綻金融機関に貸し付け、もしその資金が回収できなくなってもそれは預金保険機構の資金（金融機関が毎年納付する保険料）で穴埋めする仕組みにしているのです。破綻した金融機関に破産などの手続が開始されても、預金や決済のための支払いは裁判所からも認めてもらえる制度にしているのです。

ただし、金融機関が破綻すると、この処理のための事務を行うのに多くの人手と時間を要します。しかも、その事務の中心になるのは、破綻前はその金融機関に全く関係のなかった金融整理管財人なので、破綻前と同じ事務手続で行うとは限らず、少し時間がかかることも考えられます。でも、いったん口座から引き落とされたり入金した決済用の資金は、必ず受取人の口座に入金されるので決して慌てないでくださいね。

3. 不渡り手形は救済されません・・・

預金保険が保護する仕掛り中の決済の範囲は、①為替取引、②手形・小切手等について手形交換所における提示に基づき行われる取引、③金融機関が自己宛に振り出した小切手（いわゆる預手とか自己宛て小切手といわれるもの）に係る取引、に関し金融機関が負担する債務とされています。

これにより、振込や送金のほか、手形・小切手の振出人が決済用資金を当座預金等に入金され、これが手形交換所などに提示されたものであれば、こうした決済も保護されます。

また、国、地方公共団体等の金銭の収納業務や代理貸付業務に係る取引についても為替取引に該当して保護の対象となるのです。

ただし、手形振出人がその資金を用立てせずに「不渡り」になるような決済や残高不足の口座の決済までも保護する制度ではないので、ご注意ください。預金保険法は、金融機関が破綻しなければ、当然、履行されていたはずの決済のみを保護する制度なのです。

やはり買い物のし過ぎや、お金の借りすぎ、資金計画のない手形の振り出しなどは、一人一人の責任で気をつけないといけませんね。

(来月号は「ペイオフ本格実施総集編」です。)

※ ペイオフ解禁拡大については、金融庁ホームページの[「預金保険制度（ペイオフ本格実施）」](#)にもアクセスしてください。

[集中連載]

金融改革プログラム —金融サービス立国への挑戦— (第2回：活力ある金融システムの創造に向けて)

先月号から始めました、「金融改革プログラム—金融サービス立国への挑戦—」特集。今回は、前回ご紹介した「今後金融改革を進めるに当たっての5つの視点」のうち、活力ある金融システムの創造に向けた3つの視点(下記参照)の内容について、Q&A方式でご紹介していきます。

〈活力ある金融システムの創造に向けた3つの視点〉

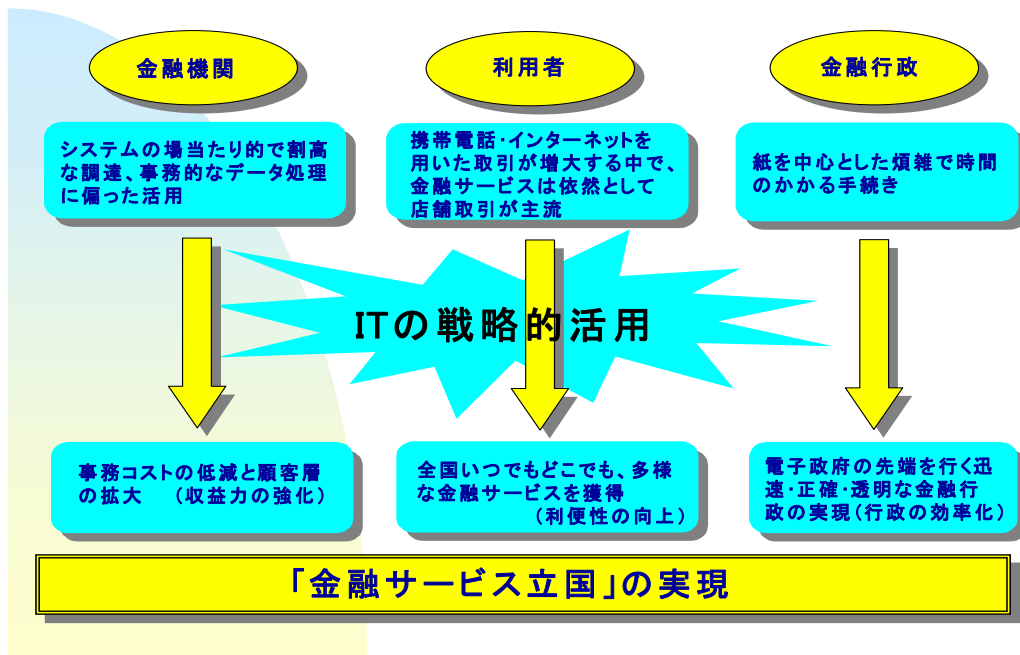
- ① 利用者ニーズの重視と利用者保護ルールの徹底
- ② ITの戦略的活用等による金融機関の競争力の強化及び金融市場インフラの整備
- ③ 国際的に開かれた金融システムの構築と金融行政の国際化

Q. それぞれの視点はどのような問題意識を反映したものなのですか？

A.

- ① 利用者ニーズの重視と利用者保護ルールの徹底について
 - 活力ある金融システムを創造していくに当たっては、金融を担うプレーヤー、即ち各金融機関等に対するルールについて、一度総点検をした上で不要な規制を撤廃するとともに、金融商品・サービスの利用者がしかるべき横断的なルールで守られるという新しい枠組みを構築することが必要です。
言わば、金融商品・サービスの提供者にとって有益な「Deregulation」(規制緩和)と金融商品・サービスの利用者にとって有益な「Reregulation」(規制の再構築)が必要との問題意識です。
- ② ITの戦略的活用等による金融機関の競争力の強化及び金融市場インフラの整備について
 - この視点は、金融を担うプレーヤーがプレーしやすいフィールドを整備することが必要との問題意識に基づくものです。
あわせて、プレーヤーの競争力を強化するに当たり、ITを戦略的に活用していくことが重要ではないか、との問題意識も盛り込んでいます。この背景には、経済社会全体でインターネット取引の比重が増している中、わが国金融機関のIT投資が国際的に見て遅れ、ITコストが高止まりしているのではないかと、この現状認識があります。
ITを戦略的に活用することにより、こうした状況が改善され、利用者ニーズに即応した金融商品・サービスが誰にでも安く、速く提供されるようになるとともに、金融機関の競争力が強化され、金融行政も効率化すると考えられます。

- ITを武器にした「金融サービス立国」への挑戦 -



③ 国際的に開かれた金融システムの構築と金融行政の国際化について

- ▶ 世界に目を向けて見ると、金融を担うプレーヤー達は、既にグローバルに活躍しています。また、そうした競争力のあるプレーヤー達が、自分達がプレーするグラウンド、即ち市場を自ら選択する時代となっています。同時に、こうした現状を踏まえ、各国の金融当局同士で、ルールや基準を一定の水準に収斂させる動きが進んでいます。

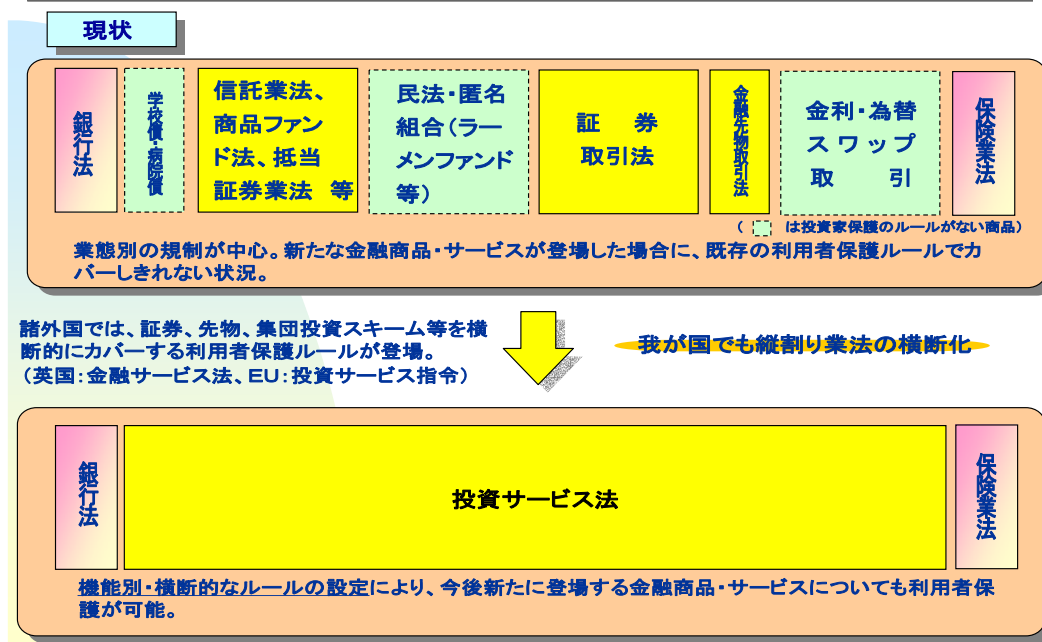
こうした中で、わが国としては、わが国金融のプレイグラウンド（市場）がプレーヤーから見ても魅力的なものとなるよう整備するとともに、国際的なルールの策定に主体的に関わっていく必要があります。

Q. それぞれの視点を具体化するための主な施策は何ですか？

A.

- ① 利用者ニーズの重視と利用者保護ルールの徹底を具体化するための主な施策としては、例えば、「投資サービス法（仮称）」の制定が挙げられます。これは、業態別の縦割り規制が中心であるために新たな登場する金融商品・サービスが登場した場合に、依存の利用者保護ルールでカバーしきれない現状を改め、新たに登場する金融商品・サービスについても利用者保護が図られるようにするとともに、多様な金融商品・サービスの提供を促すため、従来の業態別の規制に代えて機能別・横断的なルールを定めるものです。

- 信頼できる利用者保護ルール of 枠組み -



② ITの戦略的活用等による金融機関の競争力の強化及び金融市場インフラの整備を具体化するための主な施策としては、例えば、e-バンキングに関する法制の整備の検討や金融検査における評価制度の導入が挙げられます。

- e-バンキングについては、利用者の利便性や取引の安全性を確保し、金融においてもIT技術革新の成果を享受するため、電子債権、資金決済システム、前払式支払手段等について法的な枠組みを検討します。
- 評価制度については、検査結果を段階評価し、選択的な行政対応につなげることで、金融機関の経営改善に向けたインセンティブを付与していきます。また、専門的・技術的観点から議論を深めるために、1月26日、検査局内に「評価制度研究会」を設置しました。

③ 国際的に開かれた金融システムの構築と金融行政の国際化を具体化するための主な施策としては、例えば、金融コングロマリット化に対応した金融法制の整備の検討が挙げられます。これは、金融のコングロマリット化に対応するため、国際的な議論も踏まえつつ、健全性を確保するための枠組みについて検討を行っていくものです。

なお、わが国証券市場の時価総額をみると、国別では米国に次ぐ世界第2位の規模ですが、EUの金融市場統合に伴い、EU全体を1つと考えますと、世界第3位に止まります。他方、アジアにおいては、香港、シンガポール、更には中国との市場間競争の中で、東京証券取引所は「アジアにおける有力取引所としての地位確立」を目指しています。

このような国際的な市場間競争の高まりに対応して、わが国金融市場の競争力を強化し、その国際的地位の向上を図ることが必要です。また、その過程では、金融に関する国際的なルール作り積極的に参加し、主体的な役割を果すことや、海外監督当局との連携を強化していくことも重要となってきます。

今回は、「活力ある金融システムの創造」に向けた3つの視点と具体的な施策についてご紹介しました。

わが国金融を巡る状況をサッカーに喩えるならば、これまでは、全員がゴール前で点を取られないように踏ん張っている状況にあったのに対して、今後は、より積極的に何点取れるか、相手のゴール前に何人人を割けるかという状況になりつつあります。金融庁としては、ここでご紹介したような施策の実行を通じて、活力あるプレーヤー達のプレーを後押しするとともに、そうしたプレーヤーが利用者の満足度が高い金融商品・サービスを提供するような金融システムの実現を目指してまいります。

次回は、「金融改革プログラム」の第3の柱「地域経済への貢献」についてお伝えいたします。

※ 金融改革プログラムについては、金融庁ホームページの「報道発表など」から[「金融改革プログラムー金融サービス立国への挑戦ー」](#)（平成16年12月24日）にもアクセスしてみてください。

【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの「[記者会見概要](#)」のコーナーにアクセスしてください。

Q： 偽造キャッシュカード対策について、被害者に対しての補償制度については法制化を含めて見直しが必要だというご認識でしょうか。

A： 被害が発生した場合の対応につきましては、犯罪技術の巧妙化、或いは高度化といった点に的確に対応しつつ、ATMシステムの利用者保護の実効性を確保するため、現実には被害が発生した場合、預金者への補償のあり方を含めて現状の対応で良いか、見直しをする必要がないか、真剣に検討したいと考えています。これが基本的な考え方です。

その検討の結果や結論の趣旨を踏まえて、各金融機関においては、個別の被害の対応について真摯に対応されることを期待しているところです。

(平成17年2月1日(火) 閣議後会見 抜粋)

Q： 偽造キャッシュカード対策ですが、金融機関が掌の静脈を使った生体認証等を始めていますが、一部の金融機関では指先の静脈を使うとか、業界標準が割れてしまうと利用者の利便性に少し問題が出てくる中での技術開発はちょっと問題があると思うのですが、金融庁としてはどうお考えですか。

A： 実効性のある犯罪防止対策を考えていくことが非常に重要であると思っており、利用者のニーズを踏まえた総合的な対策が求められていると思っております。

過日、全銀協においても偽造キャッシュカードに関する対策についての申し合わせが公表されたところですので、そうした対策が本当に実効性のある対策となるよう、私共としても注視をしたいと思いますし、着実な成果が上がるよう期待をしているところです。

(平成17年2月1日(火) 閣議後会見 抜粋)

Q： 偽造キャッシュカードの問題ですが、金融庁が対策を要請することを表明してからメガバンクを始め少しずつ重い腰を上げて対策を徐々に取り出したという印象があるのですが、そういった動きについて大臣はどのように見えていますか。

A： この問題については、先般も全国銀行協会において申し合わせがされたところですので、私共そうした申し合わせの中で、より一層取組みが強化され、着実にこの問題に対する成果がなされていくことを期待しているところです。またそうした取組みの実効性が本当に上がっていかねばいけないわけですので、実効性が本当に上がっていくのかどうか、私共としても注意深く見守っていきたいと思っています。

(平成 17 年 2 月 10 日 (木) 閣議後会見 抜粋)

Q： 偽造 500 円玉の問題で関係各省庁連絡会議が開かれるようですが、相次ぐ偽造通貨の問題がかなり深刻な社会問題となっていますが、どうお考えですか。

A： この問題は、通貨の信認を揺るがしかねない大変重要な問題であると考えています。2月3日に財務省においてこの問題についての発表が行なわれましたが、その後、金融庁としては各金融団体（全国銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会）に対して本件に関する注意喚起を行なうとともに、傘下の金融機関への周知徹底を要請したところです。今後とも引き続き関係機関と緊密な情報交換を図りつつ、対応出来る点があれば適切に対応していきたいと考えています。

(平成 17 年 2 月 8 日 (火) 閣議後会見 抜粋)

Q： 今日、金融機関へ偽造キャッシュカードに関する要請を行なうということですが、その概要について教えていただけますか。

A： 私共の主な要請内容ですが、柱が大きく分けて三つあります。

第一の柱は、被害の発生を防止するため IC キャッシュカードや生体認証による本人確認の導入等、偽造防止や犯罪防止に向けた効果的な取組みの検討。そして類似しやすい暗証番号の使用防止等です。

第二の柱は、被害を極小化するために一日あたりの ATM 引出し限度額の一律引き下げや、引出し限度額を個別に変更する仕組みの導入等です。更に異常な引出を早期に顧客に通知するための仕組みの導入です。

そして第三番目の柱は、被害発生後の対応について被害者に対する丁寧かつ真摯な対応、そして情報提供、防犯ビデオ等の保存期間等の警察当局との協力です。

以上が主な内容でございます。

(平成 17 年 2 月 22 日 (火) 閣議後会見 抜粋)

【金融便利帳】

※ このコーナーは、とかく専門的でわかりにくい金融に関する用語や様々な疑問について、わかりやすく解説するものです。

今月のキーワードは「**信託**」です。

「**信託**」とは・・・

今日の信託業務の基本となっているのは、大正 11 年に制定された信託法および信託業法のいわゆる信託二法です。信託法は、信託に関する実体的な法律関係を規律する法律で、信託業法は、信託の引受けを業とする者に対する監督規定を主な内容とする法律です。**信託法が一般法としての、信託業法が特別法としての性格を有しています。**

信託とは、信託法 1 条において定義されており、「ある者（委託者）が、自分の財産権（信託財産）を他人（受託者）に移して、一定の目的（信託目的）に従い、自己または第三者（受益者）のために管理または処分させること」をいいます。信託の特徴としては、①委託者が受託者に対して信託財産の名義・管理・処分権を完全に移転することや、②受託者は信託目的に従って移転された信託財産を受益者のために管理・処分するという拘束を受けることが挙げられます。

このような特徴から、信託には、①信託財産の管理処分権を能力のある第三者に委ねつつ、その経済的利益を享受することを可能とする**財産管理機能**、②信託財産を信託目的に応じた様々な形の信託受益権へと変えることを可能とする**転換機能**、③委託者及び受託者の固有財産と信託財産が分別管理されていれば、信託財産はそれらの倒産の影響を受けない**倒産隔離機能**といった機能があります。

信託のこのような機能に着目し、①信託を活用して国民の資産管理や運用のニーズに対する金融サービスを提供することや、②企業が自らの資産を流動化し資金調達を行うための器として信託を活用することといったニーズが示されてきましたが、旧信託業法の下では、①受託できる財産が限定されており、知的財産権等の信託が不可能、②信託の担い手が金融機関に限られている、といった制限があったため、必ずしも、これらのニーズに十分こたえることができない状況にありました。

そこで、これらの信託活用のニーズの高まりを受け、今般、信託業法の全面改正が行われ、平成 16 年 11 月 26 日に国会で成立し、同年 12 月 3 日に公布され、同年 12 月 30 日に施行されました。

具体的には、旧信託業法では信託会社が受託しうる財産の範囲に制限がありましたが、このような制限を撤廃し、**財産権一般について信託することが可能**となり、これによって、特許権などの知的財産権の信託ができるようになりました。

次に、これまで信託業の担い手が金融機関に限られていましたが、**金融機関以外の事業会社が信託業へ参入**することができるようにするとともに、**参入基準や行為準則、監督規定等を整備**するほか、知的財産権のグループ企業内での集中管理や T L O (Technology Licensing Organization) による企業等への大学技術の移転促進のための信託へのニーズに対応するため、**グループ企業間の信託、承認 T L O による信託を可能とする措置**を手当てしています。また、信託サービスの提供チャネルの拡大を図りつつ、取引の適正を確保するため、信託契約の締結の代理、媒介を行う**信託契約代理店**に関する規定、組成された信託の受益権の販売等を行う**信託受益権販売業者**に関する規定を整備しています。

※ 信託業法について、詳しくは、金融庁ホームページの政策ピックアップから[「改正信託業法が施行されました」](#)にアクセスしてください。また、アクセス F S A 第 26 号の[法令解説「改正信託業法の概要について」](#)にもアクセスしてください。

【お知らせ】

○ 大臣・副大臣・政務官への質問募集中

本号では休載させていただきましたが、アクセスFSAでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣・副大臣・政務官へのご質問に、大臣・副大臣・政務官が直接お答えする【大臣に質問!】、【副大臣に質問!】【政務官に質問!】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣・政務官にこんなことを、是非、直接聞いてみたい!」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの「[ご意見箱](#)」にお寄せください。その際、ご意見箱の件名の欄には、必ず「大臣に質問」「副大臣に質問」「政務官に質問」とご記入ください。また、本文の欄にご質問の内容をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45行以内」とありますが、「大臣に質問」、「副大臣に質問」、「政務官に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが100字以内に収めていただきますようお願いいたします。お寄せいただきましたご質問の中から1問選定させていただき、「アクセスFSA」において大臣・副大臣・政務官の回答を掲載させていただきます。大臣・副大臣・政務官へのご質問がございました方は、[「ご意見箱」](#)へどうぞ。また、[「大臣・副大臣・政務官への質問募集中」](#)にもアクセスしてみてください。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、[新着情報メール配信サービス](#)を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。

【1月の主な報道発表等】

- 12日(水) [アクセス](#) ・ 「タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について（追加要請その27）」の発出
- 14日(金) [アクセス](#) ・ ユーエフジェイつばさ証券株式会社に対する行政処分
・ 金融審議会金融分科会第二部会開催
- 19日(水) [アクセス](#) ・ 証券取引法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）の公表（パブリック・コメント）
- 20日(木) ・ 自動車損害賠償責任保険審議会開催
- 21日(金) [アクセス](#) ・ 「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」情報の受付・活用状況の公表
[アクセス](#) ・ バーゼルⅡ（新しい自己資本比率規制）の実施に向けた金融庁の体制整備
[アクセス](#) ・ 16年9月期における不良債権の状況等
・ 金融審議会金融分科会第一部会開催
・ 自動車損害賠償責任保険審議会開催
- 25日(火) [アクセス](#) ・ 金融審議会委員の任命
[アクセス](#) ・ 監査法人の懲戒処分等
・ 全国財務局長会議開催
- 26日(水) [アクセス](#) ・ 評定制度研究会の設置
- 27日(木) [アクセス](#) ・ 証券取引法第六章の二第二節の規程による審判手続に関する内閣府令（案）の公表（パブリック・コメント）
- 28日(金) [アクセス](#) ・ 預金口座の不正利用に係る情報提供件数
[アクセス](#) ・ 関東つくば銀行の認定経営基盤強化計画履行状況について
[アクセス](#) ・ 金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置についての実務指針(案) に対するパブリック・コメント結果
・ 企業会計審議会総会の開会

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、[アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。